

ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱

制定日 こ女第 213 号 令和 7 年 6 月 13 日

(目的)

第 1 条 ひとり親世帯の就労及び定着に向けて、就労前に訓練期間を設け、ひとり親雇用に積極的な複数の企業での職場訓練を経験することで、ひとり親の就労に対する不安軽減及び就労へのイメージを深めるとともに、ミスマッチ等による就労後の離職の軽減を図ることを目的として、ひとり親就労チャレンジ事業（以下、「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業実施に係る関係機関)

第 2 条 関係機関は、本事業の実施にあたり次のとおり連携し推進するものとする。

(1) 沖縄県

沖縄県は、本事業の受託者（以下「受託者」という。）、その他関係機関と連携して円滑に事業が実施できるよう事業を統括するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

(2) 受託者

受託者は、別表に掲げる業務を実施するものとする。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象者は、次の要件をすべて満たすひとり親家庭の父又は母とする。

(1) 沖縄県内に住所を有すること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 配偶者と死別した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの

イ 離婚した者で現に婚姻をしていないもの

ウ 配偶者の生死が明らかでないもの（警察に行方不明の捜索願を提出している場合に限る。）

エ 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの

(3) 身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にあるものであること。

(4) 18 歳未満の児童を養育していること。

(5) 児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準であること。

(6) 本人の生活状況等を踏まえた雇用形態等での安定的な就職とその後の就労定着に意欲のあるものであること。

2 受託者は、対象者を決定する際、官公署が発行した書類の写しや本人からの聴き取り等により前項の要件を満たす者であることを確認しなければならない。

(職場訓練の実施)

第 4 条 対象者の生活状況等を踏まえた雇用形態での安定的な就職とその後の就労定着のために、受入企業において、個々の状況に応じた職場訓練を実施する。

(受入企業の登録要件)

第5条 本事業に参加する受入企業として登録する場合は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 次のイ～へのいずれかに該当する、ひとり親の生活状況等を踏まえた雇用形態等での採用を予定している企業であること。
 - イ 短時間勤務制度（所定労働時間を1時間以上短縮）
 - ロ 育児のためのテレワーク
 - ハ 始業終業時刻の変更（フレックスタイム制、時差出勤制度等）
 - ニ 子の養育のための有給休暇（子の養育を容易にするための休暇制度等）
 - ホ メンター制度等、対話や助言を行う交流の場の導入
 - ヘ 上記のイ～ホ以外で、知事が適当と認めたもの
- (2) 労働関係法令の違反がなく、対象者との間に締結する雇用契約及び対象者の雇用について労働関係法令及び社会保険諸法令を遵守すること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業でないこと、その他適切でないと判断される営業でないこと。
- (4) 対象者の指導員として適当な従業員（以下「訓練担当職員」という。）を配置できること。
- (5) 訓練を行うための設備の余裕があること。
- (6) 作業内容が対象者に適していること。
- (7) 県内の企業において訓練を行うこと。
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。

(職場訓練の実施要件)

第6条 本事業の職場訓練を受け入れる場合は、県内の企業において対象者との短期直接雇用を締結して訓練を行うこと。

(受入企業の登録)

第7条 職場訓練の受入を希望する企業は、対象者受入企業申込書（第1号様式）及び誓約書（第1－2号様式）を受託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の申込書をもとに「対象者受入登録企業名簿」（第1－3号様式）（以下「登録企業名簿」という）を作成するものとする。

(職場訓練の申込み等)

第8条 職場訓練への参加を希望する者は、訓練申込書（第2号様式）及び誓約書（第2－2号様式）を受託者に提出するものとする。

- 2 受託者は、前項の申込書をもとに「訓練申込者名簿」（3号様式）を作成するものとする。

(マッチング及び紹介)

第9条 受託者は、第7条第2項の登録企業名簿及び第8条第2項の申込者名簿をもとに、個別面接、合同就職説明・面接会の参加等、個々の求職者に合わせた効果的な手段によりマッチングを行い、適切な就職先又は職場訓練受入企業を紹介するものとする。

2 受託者は、対象者が職場訓練を開始した後、訓練先の変更が適当と認めた場合は速やかに新たな受入企業の開拓とマッチングを行うこと。

3 受託者は、受入企業が対象者について助成金の活用を検討している場合は、事前に助成金センター等への確認を促すこと。

(職場訓練に係る短期雇用契約)

第10条 対象者と受入企業との短期雇用契約における賃金及び労働時間等に関しては、労働基準法及び最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

(保育支援費)

第11条 対象者への職場訓練時における保育支援費については、別で定める実施要領に基づくものとする。

(職場訓練に係る委託契約の締結)

第12条 受託者は、受入企業と訓練希望者の面接により職場訓練の実施を決定した場合は、受入企業との間に「ひとり親就労チャレンジ事業委託契約書」(第4号様式)により委託契約を締結するものとし、受入企業は職場訓練実施計画書(第4-2号様式)、雇用契約書の写し及び就業規則を受託者に提出するものとする。

2 受託者は、委託契約を締結した際、当該契約により対象者となる者に対し、実施決定通知書(第5号様式)を送付するものとする。

(職場訓練に係る訓練委託料)

第13条 職場訓練の委託料の額は、対象者1人につき、月額50,000円を上限とし、月額10,000円に受入企業において職場訓練を実施した日数を乗じた額とする。

2 前項に規定する日数は週休2日を基本として、その週の営業日数を限度とした実績の範囲内とする。

3 受託者は、受入企業の誤った請求又は偽りその他不正な申請によって訓練委託料の支給が行われた場合、受入企業に当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額を返還させるものとする。

4 対象者が職場訓練を途中辞退した場合、訓練委託料は、請求内容を審査し、適当と認めた日の属する月で締め、翌月末支給とする。

(協議による委託契約の変更又は解除)

第14条 受入企業は、特別の事情により委託契約を変更又は解除しようとする時は、「ひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更(解除)協議書」(第6号様式)を、受託者に提出しな

なければならない。

- 2 受託者は、前項の協議書を受領した際はその内容を審査し、契約の変更又は解除の可否を「ひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更（解除）協議通知書」（第7号様式）により受入企業に通知するものとする。

（協議によらない委託契約の変更又は解除）

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する時は、委託契約を変更又は解除することができる。

- (1) 受入企業が、委託契約締結後の事情の変更により当該委託契約が実施できなくなったとき。
 - (2) 受入企業が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他、受入企業において職場訓練を実施することが不適当であると認められるとき。
- 2 受託者は、前項の規定により委託契約を変更又は解除するときは、速やかにその旨をひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更（解除）通知書（第8号様式）により受入企業に通知するものとする。
 - 3 受託者は、前条又は本条の規定により委託契約を変更又は解除するときは、速やかにその旨をひとり親就労チャレンジ事業実施変更（解除）通知書（第9号様式）により対象者に通知するものとする。

（委託料の返還）

第16条 受託者は、前条第1項により委託契約を解除したときは、既に支払った訓練委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（職場訓練期間及び訓練中の勤務時間）

第17条 受入企業は、第14条第2項の通知を受けた対象者に対し職場訓練を実施するものとし、職場訓練の期間は、原則3週間とする。なお、本事業の目的等を踏まえて、1週間ごとに異なる受入企業での職場訓練を行えるよう工夫すること。

ただし、受入企業及び対象者間での合意があった場合には、1つの受入企業で、2週間又は3週間の職場訓練を行うことも可能とすること。

- 2 職場訓練中の勤務時間は、原則として1日当たり8時間とする。ただし、受入企業における通常の労働者の勤務時間と同様とする場合は、6時間以上8時間未満の設定を可能とする。
- 3 受入企業は、受託者が行う訓練期間中の状況確認等に、対象者及び訓練担当職員を出席させなければならない。
- 4 受託者は、対象者の本事業への参加を証する必要がある場合は、参加証明書（第10号様式）により行うものとする。

（名簿の記載等）

第18条 受託者は、委託契約締結の際、ひとり親就労チャレンジ事業対象者受入企業名簿（第11号様式）及びひとり親就労チャレンジ事業対象者名簿（第12号様式）を作成するもの

とする。

(作業状況報告)

第 19 条 受入企業は、訓練終了後の 10 日以内に、その対象者にかかる訓練日誌（第 13 号様式）により、受託者に訓練状況を報告するものとする。ただし、報告期限となる日が、土日祝祭日にあたる場合は、その日前の直近の業務日までとする。

(事故の処理)

第 20 条 事故が発生した場合は、原則として、職場訓練については第 12 条の雇用契約に基づき対象者及び受入企業で処理するものとする。

2 受入企業は、職場訓練の実施中に事故が発生した場合は、速やかに受託者へ連絡するとともに、その状況をひとり親就労チャレンジ事業事故報告書（第 14 号様式）により受託者に報告しなければならない。

3 受入企業より事故の発生に関する連絡を受けた場合には、受託者は速やかに県へ連絡を行うとともに、事実の確認を行う。また、前項の報告書の提出があった場合や新たな事実が判明した場合は、当該報告書及び事実確認の状況について県へ遅滞なく報告等を行う。

(状況報告及び調査)

第 21 条 県及び受託者は、職場訓練の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、職場訓練の実施の状況に関し受入企業から報告を求め、又は関係職員をして調査させることができる。

(実績報告書等の提出)

第 22 条 受入企業は、職場訓練が終了したときは、その日から 10 日以内に、ひとり親就労チャレンジ事業実績報告書及び委託料請求書（第 15 号様式）並びに訓練期間に係る賃金台帳を受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の実績報告書等の内容を審査し適当と認めたときは、受入企業に対し職場訓練終了月締め翌月末日に委託料を支給するものとする。ただし、翌月末日が土日祝祭日にあたる場合は、その日前の直前の業務日とする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度、沖縄県と協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

別表

- 1 本事業実施に係るひとり親及び企業等への事前周知・広報に関すること。
- 2 本事業への参加を希望するひとり親の募集、選考に関すること。
- 3 本事業におけるひとり親の生活状況等を踏まえた雇用形態等での採用の予定があり、職場訓練の受入が可能な企業等の開拓とマッチングに関すること。
- 4 職場訓練の実施に関すること。
- 5 対象者への相談支援時等の託児支援に関すること。
- 6 職場訓練実施に係る受入企業との調整（訓練後の安定的な雇用形態による継続雇用に向けた調整を含む）、進捗管理、その他の職場訓練実施に関すること。
- 7 対象者及び未就職訓練修了生の就職支援に関すること。
- 8 訓練終了後の対象者及び受入企業へのアンケート実施に関すること。
- 9 対象者への保育支援費及び訓練受入企業への訓練委託料等の支払いに関すること。
- 10 職場訓練中に事故が起こった場合の対応に関すること（傷害保険へ加入すること）。
- 11 その他、事業目的に沿った効果的なひとり親の就労に関する支援業務に関すること。

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

所在地 〒

名 称

代表者

電話番号

印

ひとり親就労チャレンジ事業訓練生受入企業申込書

ひとり親就労チャレンジ事業受入企業として登録したいので、本事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき申し込みます。

企業の概要	業 種	() ※下記より番号を選択願います。		受入企業番号：	
	事業内容				
	事業開始時期	年 月頃から			
	従業員数	男 人、 女 人、 計 人			
	主な勤務地				
訓練内容	受託希望時期・人数	R / / ～ R / /			人
	訓練の職種・内容	職種： 内容：			
	訓練日 / 休日 ※特例事業場の場合は訓練を含む 所定労働日も記入すること	訓練日 (特例事業場該当：)		休日	
	週の訓練時間 / 休憩時間 ※特例事業場の場合は訓練を含む 所定労働時間も記入すること	訓練時間 (特例事業場該当：)		休憩時間	
	主として指導する者	役職			
		氏名			
担当者所属（部署）				TEL	()
担当者氏名				FAX	()
訓練期間の給与・手当		(給与) 時給・その他 円 (～ 円)			
		(手当)			
通所手段(マイカー)		可 ・ 不可	駐車場料金 本人負担	有 (円) ・ 無	
ひとり親の採用時に重視している こと、求める人材像 また、ひとり親の生活状況等を踏 まえた柔軟な就業上の工夫					

※訓練日は1日8時間、1週間あたり、勤務日数5日を基本にその週の営業日を上限とし、3週間（最大15日）を超えないものとする
こと。

※企業等所在地の略図を添付すること。

※企業等の名称等の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

※「受託希望時期・人数」「訓練の職種・内容」欄が不足の場合等は、任意の様式で別添とすることも可。

※企業の業種を下記から選択してください。

- ①農業・林業 ②漁業 ③鉱業 ④建設 ⑤製造業 ⑥電気・ガス・水道 ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便業
⑨卸・小売業 ⑩金融・保険業 ⑪不動産・物品賃貸業 ⑫学術研究、専門、技術サービス業 ⑬宿泊・飲食サービス業
⑭生活関連・娯楽 ⑮教育、学習支援業 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス ⑱サービス業 ⑲その他()

訓練委託料振込み先 申請書

受取口座記入欄			
金融機関の名称		支店名	
		支店番号	
預金の種類	普通（総合） ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練生受入企業等 誓約書

は、ひとり親就労チャレンジ事業に受入企業等として参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

1. 県内で訓練を行うこと。
2. 対象者の雇用について、労働・社会保険諸法令を遵守すること。
3. 訓練の指導員として適当な従業員がいること。
4. 訓練を行うための設備の余裕があること。
5. 作業内容が訓練生に適していること。
6. 労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業でないこと、その他適切でないと判断される営業でないこと。

反社会的勢力排除

は、下記事項のいずれにも該当する者ではない。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになって、異議は一切申し立てません。また、県が必要と判断した場合には、沖縄県警察本部に照会することについて承諾します。

（1）法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

（2）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

令和 年 月 日

所在地 〒

名 称

代表者

印

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練生受入企登録企業名簿

[illegible]

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

ひとり親就労チャレンジ事業訓練申込書

ひとり親就労チャレンジ事業の訓練を希望しますので、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき申し込みます。

ふりがな					訓練生番号：	
申込者の氏名						
性別		男 ・ 女		生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日生（ 歳）	
現住所		〒 パート、マンション等の集合住宅の場合は「建物名」・「部屋番号」を記入				
電話番号				E-mailアドレス	@	
携帯番号				携帯アドレス	@	
希望する訓練の職種・ 内容・勤務条件等 (具体的に)	第1希望	職種（ ） 内容： 勤務条件等：				
	第2希望	職種（ ） 内容： 勤務条件等：				
	第3希望	職種（ ） 内容： 勤務条件等：				
職歴・訓練等 (過去3年のものについて新しいものから記入すること)	期 間		企業名		仕事内容	
	年 月～ 年 月					
	年 月～ 年 月					
	年 月～ 年 月					
	年 月～ 年 月					
家族構成	世帯主（続柄）（ ）			歳 か月 男 ・ 女		
	子ども 名			歳 か月 男 ・ 女		
	※お子さんの年齢、性別を右の欄にお書きください。			歳 か月 男 ・ 女		
相談時等の 託児支援 の希望	☐ 希望する		☐ 希望しない		☐ 保育所利用中 (認可 ・ 無認可) ☐ 家族 ・ 親族に預ける ☐ その他 ()	
託児の際気を つけてほしい こと	(例) 食品アレルギーがある(卵、牛乳)、健康状態等					
添付書類		☐ 支援希望者に係る世帯全員の住民票(謄本)※続柄記載あり ☐ 児童扶養手当証書の写し又は母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ☐ 戸籍謄本又は抄本 ☐ (児童扶養手当を受給していない場合の追加資料) 所得課税証明書等の所得の確認に必要な書類				

※ 氏名の記載については、記名押印又は署名のいずれかによること。

※ 記載した個人情報については、事業運営以外に一切使用しません。

第2-2号様式(第8条関係)

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

誓 約 書

私は、ひとり親就労チャレンジ事業（以下「本事業」とする。）に参加するにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

はい いいえ

- | | | | |
|----|--|--------------------------|--------------------------|
| 1. | ハローワークからの雇用保険給付照会や本事業事務局からの就業状況照会等に応じます。 | ☐ | ☐ |
| 2. | 本事業での訓練期間中は、一切の就労（アルバイトを含む）をいたしません。 | ☐ | ☐ |
| 3. | 現在、高校、大学、専門学校等の教育機関に在籍しておりません。
（定時制・通信制課程の学生は除く） | ☐ | ☐ |
| 4. | 訓練期間中において、他の訓練生、訓練先企業の関係者等へ特定の政党、宗教、団体、商品等の勧誘を行いません。 | ☐ | ☐ |
| 5. | 職場訓練については、訓練先の企業と雇用契約を結ぶため、職場訓練開始にあたり雇用保険に係る手続きが必要な場合は、その手続きを行います。 | ☐ | ☐ |
| 6. | 職場訓練は、受入企業と短期雇用契約を締結した上で実施されることを確認しました。 | ☐ | ☐ |
| 7. | 職場訓練後は、受入企業への雇い入れを希望します。 | ☐ | ☐ |

以上

令和 年 月 日

住所 〒

氏名

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練申込者名簿

[illegible]

ひとり親就労チャレンジ事業委託契約書

ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第12条1項に基づき、ひとり親就労チャレンジ事業受託者を甲とし、委託企業を乙とし次のとおり締結する。

第1条 甲は、 について職場訓練を乙に委託する。

第2条 職場訓練の内容は、 とする。

第3条 職場訓練の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第4条 甲は、乙に対し委託料として訓練生1人につき日額10,000円（週額上限50,000円）を職場訓練終了後に支給する。
委託料は、1週間あたり、勤務日数5日を基本にその月の営業日を上限とし、3週間（最大15日間）を上限として支給する。その際、委託料にかかる消費税及び振込手数料は甲の負担とする。

第5条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職場訓練の安全及び衛生に十分注意すること。
- (2) 訓練事業を他の事業主に委ねないこと。

第6条 訓練中に事故が発生した場合はその経緯等も含め甲へ報告すること。また、労働災害については、労働基準法及び労働安全衛生法の定めに従うこと。

第7条 乙は、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱(以下「要綱」という。)及びこの契約に定めるところに従い誠実にこの事業を行うものとする。

第8条 要綱及びこの契約に定めない事項について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

本契約を証するため契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地
ひとり親就労チャレンジ事業
代表者

乙 所在地
名 称
代表者

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

企業所在地 〒

企業名

事業主氏名

印

電話番号

ひとり親就労チャレンジ事業職場訓練実施計画書

標記のことについて、次のとおり提出します。

					受入企業番号：	
職場訓練 実施企業	名 称					
	所在地	〒 電話				
	担当者	所属・役職 氏名		電話番号 F A X	— — — —	
職場訓練対象者	フリガナ			生年月日 年 月 日 年 齢	昭和・平成 年 月 日生（ 歳）	
	氏 名					
職場訓練実施内容	雇用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
	所定労働時間	（ : ） から : まで ） 当たりの所定労働時間 時間				
	ひとり親の生活状況等 を踏まえた雇用形態等 (該当するものに○)	イ 短時間勤務制度（所定労働時間を1時間以上短縮） ロ 育児のためのテレワーク ハ 始業終業時刻の変更（フレックスタイム制、時差出勤制度等） ニ 子の養育のための有給休暇（子の養育を容易にするための休暇制度等） ホ メンター制度等、対話や助言を行う交流の場の導入 ヘ その他（ ）				
	訓練終了後、継続雇用 するための要件					
対象者署名欄	上記の内容及び別途交付された雇用契約書等により職場訓練を行うことについて、相違ないことを確認し、同意しました。 (対象者本人自署)					
備考						

＊職場訓練開始の2週間前には、提出してください。

殿

令和 年 月 日

所在地

ひとり親就労チャレンジ事業

ひとり親就労チャレンジ事業 実施決定通知書

令和 年 月 日付けで申込のありましたみだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

		1 社目	2 社目	3 社目
1	受入企業等の名称			
2	受入企業等の所在地			
3	訓練内容			
4	訓練期間（合計）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
	訓練期間（企業毎）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
5	訓練期間の給与等	訓練生と訓練受入企業との雇用契約に基づき支給されます。		

- ※ 原則として、訓練中に訓練内容等についてのトラブルや事故が発生した場合は、事業主と訓練生の間で協議して解決するものとします。（労働災害については、労働安全衛生法等の関係法令によること）
- ※ 訓練生の希望による短期間、短時間の訓練への変更は認められません。
- ※ 予算の範囲内で訓練期間、受講日数等を調整することがあります。

以上

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

企業等所在地
名 称
事業主氏名

印

ひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更(解除)協議書

ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第14条第1項の規定に基づき、職場訓練の変更(解除)について次のとおり協議します。

委託契約締結年月日	令和 年 月 日
変更(解除)に係る 訓練生名	
変更(解除)事項	
変更(解除)する理由	

令和 年 月 日

殿

ひとり親就労チャレンジ事業

ひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更(解除)協議通知書

ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第14条第2項の規定に基づき、令和 年 月
日に締結した に係る委託契約は、貴社からの変更(解除)の協議に同意し
たため、次のとおり変更(解除)したので、通知します。

変更(解除)する 年月日	令和 年 月 日
変更(解除)に係る 事項	

令和 年 月 日

殿

ひとり親就労チャレンジ事業

ひとり親就労チャレンジ事業委託契約変更(解除)通知書

ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第15条第2項の規定に基づき、令和 年 月 日に締結した に係る委託契約を次のとおり変更(解除)したので、通知します。

変更(解除)する 年月日	令和 年 月 日
変更(解除)に係る 事項	
変更(解除)に係る 理由	

令和 年 月 日

殿

ひとり親就労チャレンジ事業

ひとり親就労チャレンジ事業実施変更(解除)通知書

令和 年 月 日付けで決定した職場訓練について、次のとおり変更(解除)したので、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第15条第3項の規定に基づき、通知します。

変更(解除)する 年月日	令和 年 月 日
変更(解除)に係る 事項	
変更(解除)に係る 理由	

令和 年 月 日

ひとり親就労チャレンジ事業

参 加 証 明 書

下記の者が令和 年 月 日現在、ひとり親就労チャレンジ事業に参加していることを証明します。

記

参加事業名 ひとり親就労チャレンジ事業

参加者氏名

参加予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

以上

ひとり親就労チャレンジ事業 訓練生受入企業等名簿

[illegible]

[illegible]

第13号様式(第19条関係)

事務局　ひとり親就労チャレンジ事業　宛

訓練日誌

訓練生番号　：
氏　名　： _____

勤 務 実 績							
	日付	訓練時間		業務内容	確認印		
		出勤時間	退勤時間				
1	/						
2	/						
3	/						
4	/						
5	/						
6	/						
7	/						
8	/						
9	/						
10	/						
11	/						
12	/						
13	/						
14	/						
15	/						
16	/						
17	/						
18	/						
19	/						
20	/						
21	/						
		合計	出勤日数	日付	企業等名称	責任者名	印
			日	令和 年 月 日			
			うち企業訓練日数				
企業 所感							

令和 年 月 日

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

所在地

企業等名

事業主氏名

印

ひとり親就労チャレンジ事業 事故報告書

職場訓練中の訓練生に下記のとおり事故等がありましたので、ひとり親就労チャレンジ事業実施要綱第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	訓練生番号	
2	訓練生の氏名	
3	事故発生時の状況	
	①事故発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
	②事故発生場所	
	③事故の状況	
	④事故後の措置	

以上

第15号様式(第22条関係)

令和 年 月 日

事務局 ひとり親就労チャレンジ事業 宛

企業所在地
企業名
事業主氏名

印

ひとり親就労チャレンジ事業実績報告書及び委託料請求書

みだしのことについて、要綱第22条第1項に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 円也

契約締結年月日	令和 年 月 日		
対象者番号			
対象者名			
職種			
対象者受入期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	委託料算定		
訓練日×日額	訓練日〇日×日額10,000円=〇〇,〇〇〇円		
委託料小計 (a)	〇〇,〇〇〇円		
消費税額 (b) (a)×10%	〇,〇〇〇円		
委託料総額 (c) (a)+(b)	〇〇,〇〇〇円		
訓練修了状況			
訓練後の雇用契約	雇用契約 締結年月日	令和 年 月 日	
		①正規雇用 ②有期・フルタイム(更新有) ③週30時間以上のパートタイムで月の所定労働日数が正規職員の3/4以上(更新有) ④その他 ()	
備考 (継続雇用とならなかった理由等)			

※1 対象者1名ごとに記入すること。
※2 訓練日誌を参照願います。注:提出期限は、訓練最終日から10日以内とします。